

～新成人の皆さんへ～ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えでつくられた仕組みです。若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができます。

国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません

国民年金には、老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(子のある配偶者や子)が受け取れます。

学生納付特例制度と若年者納付猶予制度

★学生納付特例制度

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定される大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

★若年者納付猶予制度

学生でない30歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

【問合せ】 保険年金課(内線141) 笠間支所市民窓口課(内線72123) 岩間支所市民窓口課(内線73182)

水戸税務署からのお知らせ

平成27年分の確定申告会場は「中央ビル4階」です

【所在地】 水戸市泉町2-3-2

【開設期間】

2月16日(火)～3月15日(火)

※土日を除きます(ただし、2月21日および28日の日曜日は開場します)。

※確定申告会場開設期間中、水戸税務署の庁舎では申告相談を行いません。

【受付時間】 午前9時～午後4時

【会場までの案内】

徒歩/水戸駅北口から徒歩25分

バス/水戸駅北口から ④⑤⑥⑦番
バス停乗り場 「大工町方面」

「泉町一丁目」バス停下車 ※注意…④番から出発する「水戸市内循環バス」は「外回り」をご利用ください。

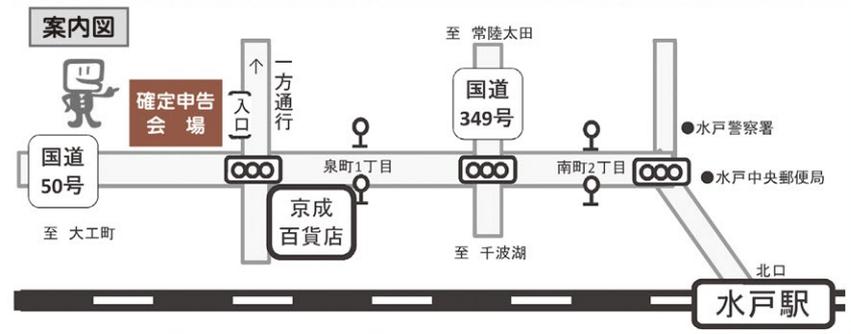
【その他】 確定申告会場では、現金等での納税は取り扱っていません。

・確定申告会場では、ご自身でパソコンを操作し、申告書を作成していただくことを基本としています。

・ご不明な点は、水戸税務署までお問い合わせください(会場施設へのお問い合わせはご遠慮ください)。

【問合せ】 水戸税務署 Tel.029-231-4211

※会場施設には無料駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。



国税局・税務署からのお知らせ

確定申告書は自宅で作成し郵送で提出!

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、**ご自宅**で確定申告書等が作成できます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

www.nta.go.jp

国税庁

検索

※e-Taxや確定申告書等作成コーナー等のパソコン操作に関するお問い合わせは、

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク(Tel.0570-01-5901)へお問い合わせください。

【受付時間】 1月中旬～3月15日(火)は午前9時～午後8時、左記以外の期間は午前9時～午後5時(土日祝日を除きます) ※受付時間は変更になる場合があります。